

事業概要

— あゆみ —

令和5（2023）年版

● 東京都心身障害者福祉センター

はじめに

東京都心身障害者福祉センターは、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所としての位置づけを基盤に、障害認定と地域支援の機能を中核として業務運営を行っています。

障害認定に関しては、補装具（義肢・装具、電動車椅子、弱視眼鏡、補聴器等）の処方・適合判定及び愛の手帳交付に係る判定をはじめとする医学的・心理学的・職能的判定や、身体障害・知的障害の認定及び身体障害者手帳・愛の手帳の交付、重度心身障害者手当の認定・支給などを行っています。

地域支援に関しては、区市町村等からの専門的な相談への対応、障害者支援のノウハウの提供や研修の実施など、地域の相談機関やサービス提供機関に対する支援を行うとともに、障害者総合支援法等関連研修（相談支援従事者研修、サービス管理責任者研修・児童発達支援管理責任者研修等）の実施、東京都自立支援協議会の運営などを担っています。

また、当センターは、高次脳機能障害者の支援拠点機関としての位置づけを併せ持ち、相談支援、支援ネットワーク構築、人材育成・普及啓発などの取組により、区市町村・関係機関等に対する支援を行っています。

さらに、就労支援として、職業相談に幅広く対応するとともに、通所による高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム及び社会生活評価プログラム等を実施しています。

一方、多摩地域における障害者の利便性の向上を図るために設置している多摩支所では、補装具や愛の手帳交付等に係る判定業務のほか、各種説明会や協議会などを通じ、多摩地域の市町村等へ専門的な知識や情報の提供などの支援を行っています。

東京都は、現在、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「東京都障害者・障害児施策推進計画」において、「全ての都民が共に暮らす共生社会の実現」「障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現」「障害者がいきいきと働ける社会の実現」という3つの基本理念を掲げ、障害者施策の推進に取り組んでいます。

当センターは、この基本理念の下、身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所、高次脳機能障害者支援拠点機関として、今後とも、区市町村や関係機関・団体等の皆様と連携しながら、障害のある方々が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、専門的・技術的な支援等に着実に取り組んでまいります。

令和5年9月

東京都心身障害者福祉センター

目 次

I 東京都心身障害者福祉センターの概要

1 設置目的・沿革	3
2 心身障害者福祉センターの業務	5
3 組織・職員定数	7
4 施設規模	8
5 予算	8

II 業務内容

【調整課】

1 令和5年度センター組織目標の進行管理	11
2 広報・広聴	12
3 危機管理	12
4 重度心身障害者手当等の支給及び運営指導	13
(1) 重度心身障害者手当（都制度）の支給	13
(2) 心身障害者福祉手当	13
(3) 障害児福祉手当・特別障害者手当（国制度）の運営指導	13
(4) 特別児童扶養手当（国制度）の認定	13

【障害認定課】

1 判定の受付、窓口業務	15
(1) 判定予約受付	15
(2) 車椅子の貸出し	15
2 身体障害に係る判定	17
(1) 補装具費支給の要否判定及び適合判定	17
(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定	17
(3) 児童補装具に関する助言	17
(4) 東京都重度心身障害者手当の判定	17
(5) 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助	17
3 知的障害に係る判定	18
(1) 愛の手帳の判定	18
(2) 東京都重度心身障害者手当の判定	18
(3) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の 最重度障害者加算対象者の確認審査	19
(4) 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助	19
4 巡回相談	19
5 身体障害の認定と身体障害者手帳の発行	19
(1) 身体障害の認定と身体障害者手帳の発行	19
(2) 身体障害者手帳の障害再認定制度	22
6 知的障害の認定と愛の手帳の交付	22
(1) 愛の手帳（東京都療育手帳）の交付	22
7 区市町村、指定医、補装具業者、関係機関等との連携・支援・講習	23

(1) 身体障害関係	23
(2) 知的障害関係	24
8 本所と支所	25

【地域支援課】

1 障害者総合支援法等関連研修の実施	26
2 身体障害者福祉司・知的障害者福祉司による専門相談等	28
(1) 専門相談	28
(2) 区市町村との連携及び情報提供等	28
(3) 障害者支援施設等の利用調整	28
3 東京都自立支援協議会	29
(1) 本会議	30
(2) 地域自立支援協議会交流会	30
(3) 東京都自立支援協議会セミナー	30
(4) その他普及啓発	30
4 区市町村・関係機関等への技術的支援	30
(1) 地域関係機関・団体からの依頼に基づく支援	30
(2) 地域関係機関職員向け研修等	31
(3) 障害理解の促進	31
5 高次脳機能障害者支援・就労支援	32
(1) 相談支援	32
(2) 支援ネットワーク構築	33
(3) 人材育成、広報・普及啓発	34
(4) 高次脳機能障害者のための社会生活評価プログラム	35
(5) 高次脳機能障害者のための就労準備支援プログラム	36
(6) 就労支援	36

【多摩支所】

1 管轄区域	38
2 判定の予約受付業務	38
3 障害認定	39
(1) 身体障害者更生相談所としての判定	39
(2) 知的障害者更生相談所としての判定	39
4 地域支援	40
(1) スキルアップ	40
(2) ネットワークづくり	40
(3) 情報交換	41
5 障害に関する相談	41

Ⅲ 参考資料

1	統計	45
(1)	相談・判定状況	45
(2)	重度心身障害者手当支給等状況	47
(3)	手帳交付状況	48
(4)	障害者総合支援法等関連研修	51
(5)	高次脳機能障害者の支援（専用電話相談）	53
2	統計（参考）	56
3	センター発行刊行物	66
4	関係法令（抜粋）	67
5	東京都心身障害者福祉センター条例	76
6	東京都心身障害者福祉センターの主なあゆみと関連施策の動向	77
7	建物平面図	82
(1)	本所	82
(2)	多摩支所	84
8	案内図	85

I 東京都心身障害者福祉センターの概要

1 設置目的・沿革

(1) 所在地

東京都心身障害者福祉センター (東京都飯田橋庁舎 (セントラルプラザ))
昭和43年4月設置 〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号
(平成28年3月から右記所在地で運営) 電話 03(3235)2946 FAX 03(3235)2968
(別館 (秩父屋ビル))
〒102-0083 東京都千代田区麴町三丁目7番4号

東京都心身障害者福祉センター (東京都多摩障害者スポーツセンター内)
多摩支所 〒186-0003 東京都国立市富士見台二丁目1番地の1
昭和59年4月設置 電話 042(573)3311 FAX 042(576)5295

(2) 設置目的

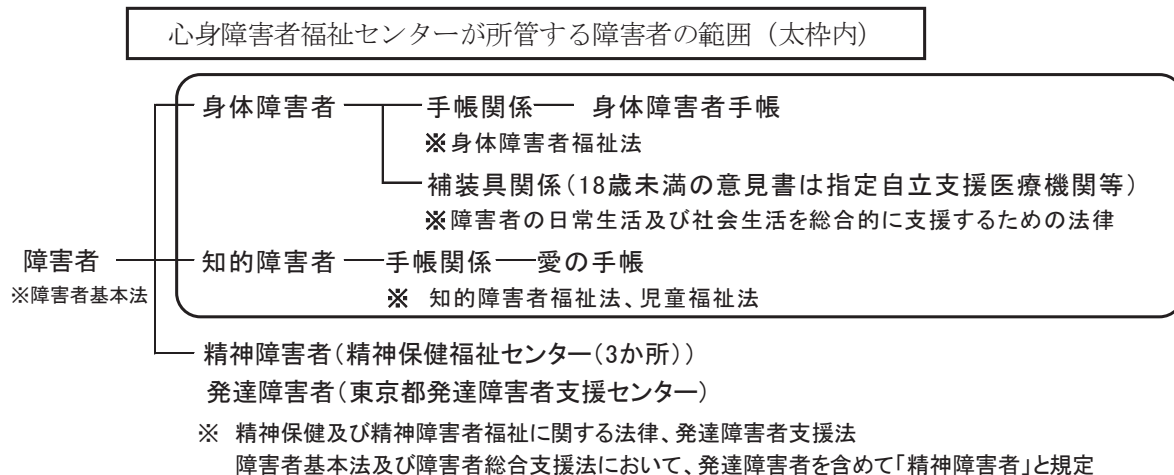
東京都心身障害者福祉センター(原則として、以下「センター」という。)は、昭和43年4月、身体障害者更生相談所及び精神薄弱者更生相談所(現:知的障害者更生相談所)を統合し、発足した。重度心身障害者に対する長期の展望を持った処遇など、より専門的で多様な対応ができる福祉への変革が求められていた中、都内の心身障害者の相談に応じ、その解決を目指す総合センターとして「心身障害者に対し、医療、教育、職業等の総合的な相談に応ずるほか、社会適応のための処遇指針等を総合的に判定し、これに基づいて適切な指導及び援護を行うことにより、心身障害者の福祉の増進を図る。」ことを目的に設置された。

(3) 沿革

昭和26年6月 「都立戸山傷病者更生館」(身体障害者授産施設)の1棟を改造し、相談業務開始
昭和28年6月 身体障害者更生相談所を設置
昭和35年10月 精神薄弱者更生相談所(現:知的障害者更生相談所)を併設
(昭和39年:1964年東京オリンピック・パラリンピック東京大会開催)
昭和40年 センター建設事業計画立案
昭和41年5月 「東京都心身障害者福祉センターの建設及び運営のあり方」について東京都社会福祉審議会に諮問し、一次、二次の答申が出る。
昭和42年 東京都愛の手帳交付要綱に基づく精神薄弱者(現:知的障害者)の判定を始める。
昭和43年4月 身体障害者更生相談所と精神薄弱者更生相談所(現:知的障害者更生相談所)の機能を持つ心身障害者の総合的なリハビリテーションサービスセンターとしてセンターを設置し、相談・判定・訓練等のために宿泊を必要とする人のために宿泊室を付設
〔3課9科、常勤職員定数(以下「定数」という)146人で発足〕
昭和46年4月 肢体不自由者更生施設を設置。専門スタッフを充実し、関係機関との連携などにより時代をリードする活動を目指した取組みを始める。
〔3課8科、定数187人〕
昭和47年8月 障害者の一般就労による自立を連携して推進するため、センター内に(財)東京都心身障害者職能開発センターを開設
※ 平成16年4月、職能開発センターの組織改正により、(財)東京しごと財団

	心身障害者職能開発センターに名称変更
昭和48年	<p>※ 平成22年9月末、東京しごとセンター（飯田橋）に移転</p> <p>東京都重度心身障害者手当条例に基づく重度手当の判定開始</p> <p>重度心身障害者に対する公的な援護は、施設への入所を中心に行われてきたが、地域社会の中で積極的に日常生活を営んでいけるための援護の方法として、センターからの施策提言を踏まえ、昭和48年度に都独自の重度心身障害者手当制度が創設される。</p>
昭和59年4月	多摩地域の障害者の利便を図るため、多摩支所を国立市内に開設（多摩障害者スポーツセンターの建物内に設置）
平成7年4月	<p>地域福祉の推進及び利用者サービスの向上を図るため、障害別組織から援助種別の組織に改正</p> <p>〔4課7科1支所から3課4科1支所へ、定数180人〕</p>
平成10年4月	身体障害者手帳と愛の手帳の認定事務が福祉局障害福祉部から移管され、センター業務となる。〔定数186人〕
平成13年4月	<p>地域福祉に対応した効率的なサービス提供のため、技術援助科と在宅援助科とを「地域支援課」へと、就労援助科と生活援助科とを「自立支援課」へと統合し、障害者手当事務を障害福祉部から移管する組織改正を実施</p> <p>〔5課1支所、定数168人〕</p>
平成14年4月	介護保険制度導入に伴う事業実績を踏まえ、定数改正を実施〔定数162人〕
平成15年4月	事業執行の効率化を図るため、組織改正（調整課に企画係設置、知的障害相談課に知的障害者福祉司設置）を実施〔定数157人〕
平成16年4月	<p>支援費制度及び都の福祉改革に対応し、障害認定機能及び地域支援機能を中核として新たな事業展開を図るため、身体障害相談課と知的障害相談課を廃止し、障害認定課を設置する等の組織改正を実施</p> <p>〔4課1支所、定数132人〕</p>
平成16年11月	<p>障害者の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点機関として、障害者ITサポートセンターをセンター別館内に設置</p> <p>※ 平成24年3月末、東京都社会福祉保健医療研修センター1階に移転</p>
平成18年11月	高次脳機能障害支援普及事業の支援拠点機関として高次脳機能障害者への相談・支援等を開始
平成24年4月	<p>肢体不自由者更生施設を3月末に東京都練馬障害者支援ホームに機能移転したこと等に伴い、組織改正を実施</p> <p>〔3課1支所、定数103人〕</p>
平成28年3月	東京都心身障害者福祉センター（本所）について、施設の老朽化等を踏まえ、東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）及び別館（秩父屋ビル）に移転
平成30年3月	多摩支所について、立川市内の仮庁舎に移転（多摩障害者スポーツセンター改修のため）
令和元年7月	多摩支所が元の国立庁舎（多摩障害者スポーツセンター内）に移転

2 心身障害者福祉センターの業務



(1) センターの機能及び組織（令和5年度）

	身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所としての機能	都としての行政機能
調整課	庶務及び会計事務 各課・支所業務の運営管理及び調整等	（平成13年度から） 重度心身障害者手当・特別児童扶養手当等 審査・認定・支給、指導監査
障害認定課	判定業務 補装具の要否・適合判定 愛の手帳（療育手帳）の判定 自立支援医療（更生医療）の要否判定	判定業務 （昭和48年度から） 重度心身障害者手当の判定 （平成16年度から） サービス推進費最重度加算対象者の確認審査
	判定等についての区市町村・事業者指導 審査・判定に関わる区市町村・事業者等への助言・指導・情報提供等	（平成10年度から） 身体障害者手帳・愛の手帳 身体・知的障害の審査・認定、障害者手帳の発行
	区市町村等の人材養成等 審査・判定に関わる区市町村等職員の人材養成	
地域支援課	区市町村支援等 専門相談、技術的援助、就労支援等	（平成24年度から） 東京都自立支援協議会 協議会事務局
	区市町村の人材養成等 区市町村・地域機関の人材養成等	（平成24年度から） 障害者総合支援法に関わる各種研修 相談支援従事者 サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者 障害支援区分認定調査員 区市町村審査会委員
	施設の利用調整等 一部の障害者支援施設の利用調整等	
		（平成18年度から） 高次脳機能障害支援普及事業 専門相談、支援ネットワーク構築、就労支援、人材養成、普及啓発等
多摩支所	判定業務 補装具の要否・適合判定 愛の手帳（療育手帳）の判定	判定業務 （昭和59年度から） 重度心身障害者手当の判定 （平成16年度から） サービス推進費最重度加算対象者の確認審査
	判定等についての市町村・事業者指導 審査・判定に関わる市町村・事業者等への助言・指導・情報提供等	
	市町村支援等 専門相談、技術的援助、就労支援等	
	市町村の人材養成等 市町村・地域機関の人材養成等	

(2) 法令等に基づく業務

□身体障害者更生相談所業務（身体障害者福祉法第11条＝必置）

- ① 判定業務（補装具の要否・適合判定、自立支援医療（更生医療）の要否判定、介護給付等に係る判定等）
- ② 区市町村等に対する専門的相談・技術的援助指導等業務
- ③ 障害者支援施設の利用調整業務
- ④ 地域におけるリハビリテーションの推進に関する業務（障害者支援ノウハウの提供・研修等）
- ⑤ その他関連する業務

□知的障害者更生相談所業務（知的障害者福祉法第12条＝必置）

- ① 判定業務（愛の手帳交付に係る知的障害の判定、介護給付等に係る判定等）
- ② 区市町村等に対する専門的相談・技術的援助指導等業務
- ③ 都立障害者支援施設等の利用調整業務（助言・協力）
- ④ 地域生活支援の推進に関連する業務（障害者支援ノウハウの提供・研修等）
- ⑤ その他関連する業務

□障害者総合支援法に基づく業務

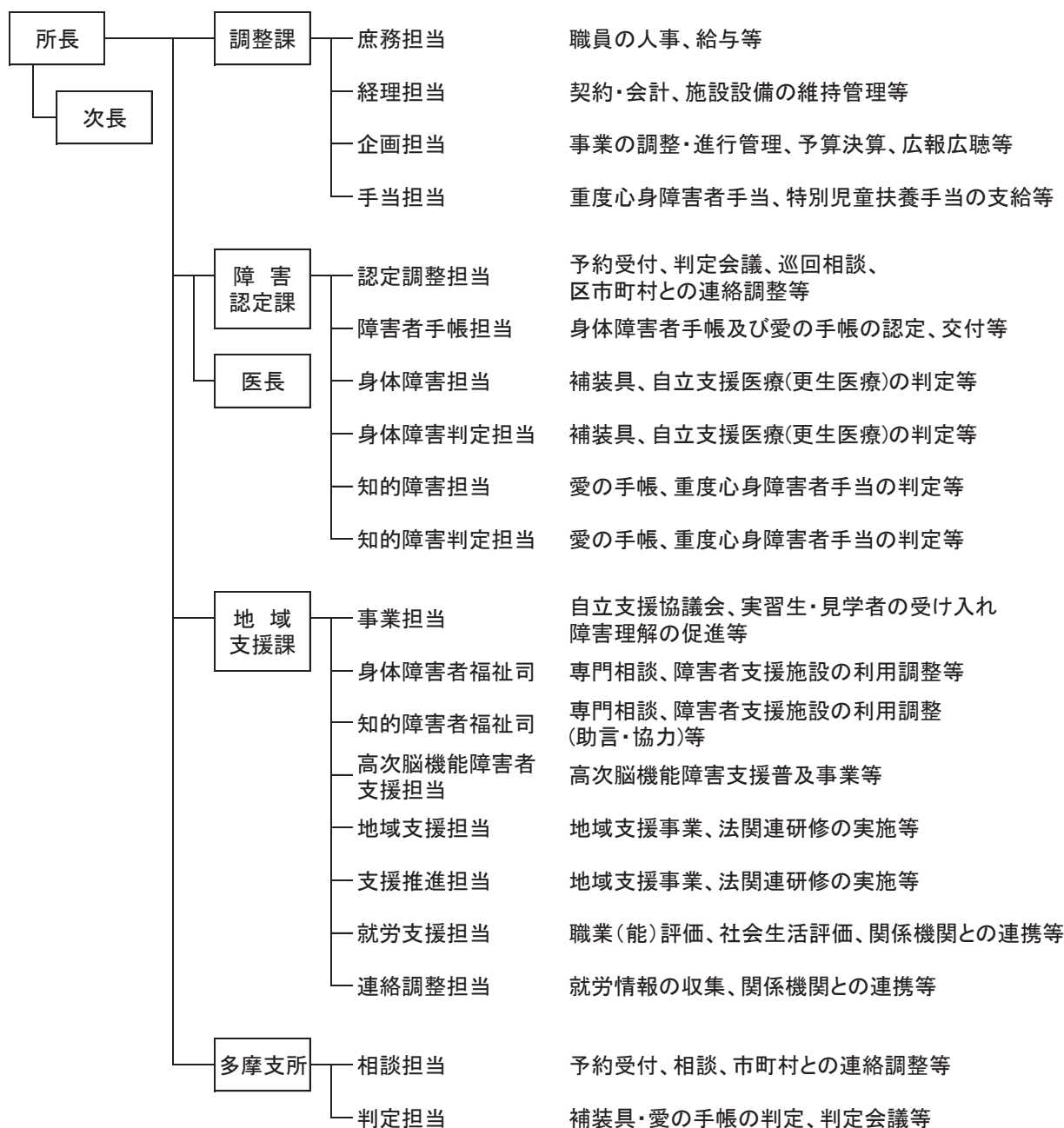
- ・東京都自立支援協議会事務局（第89条の3）
- ・東京都地域生活支援事業（第78条）
高次脳機能障害支援普及事業（相談支援、支援ネットワーク構築、広報・普及啓発、人材育成）
障害者総合支援法に関わる各種研修（相談支援従事者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、障害支援区分認定調査員、区市町村審査会委員）

□その他の法令等に基づく業務

- ・身体障害及び知的障害の審査・認定、障害者手帳の発行
- ・重度心身障害者手当の審査・認定・支給、手当支給事務に関する区市町村指導監査

3 組織・職員定数

(1) 組織(令和5年4月1日現在)



(2) 職員定数(令和5年4月1日現在)

	事務	福祉	心理技術	福祉技術	医師	理学療法	作業療法	看護師	計(人)
調整課	16				1				17
障害認定課	16	2	5	4	3	3	4	2	39
地域支援課	8	8	2	6		2	1	2	29
多摩支所	3	4	3	2		1	1	2	16
計(人)	43	14	10	12	4	6	6	6	101

4 施設規模

(1) 本所

区 分	構 造	延 面 積
本 所	鉄筋コンクリート地上20階、地下2階のうち12階から15階	2,312.83㎡
別 館	鉄骨鉄筋コンクリート地上8階、地下2階のうち1階	339.80㎡
合 計		2,652.63㎡

※ 本所は東京都飯田橋庁舎内に設置、別館は民間ビルを賃借している。

(2) 多摩支所

区 分	構 造	延 面 積
本 館	鉄筋コンクリート地上2階	764.32㎡

※ 多摩支所は、東京都多摩障害者スポーツセンター内に設置されている。

5 予算(令和5年度)

(1) 歳入

(単位：千円)

区 分		予算額	内 容
計		412,731	
特 定 財 源	使用料及手数料	0	
	国庫支出金	0	
	財産収入	1	
	諸収入	0	
一 般 財 源		412,730	

(2) 歳出

(単位：千円)

区 分	予算額	内 容
計	412,731	
管 理 費	101,616	職員手当費、管理事務費
建 物 維 持 管 理 費	127,676	建物維持管理費、光熱水費、電話料等
事 業 運 営 費	183,439	更生相談所業務、手帳交付等

Ⅱ 業務内容

【調整課】

心身障害者の福祉の増進を図ることを目的とするセンターの業務運営のため、各課・支所への支援や所内外の連絡調整等に関する事務を行う。

また、障害認定や障害福祉に係る地域支援等の機能を担うセンターとしての役割を果たすため、令和5年度についても、引き続き、判定・認定業務や法関連研修等をはじめとする、センターの業務の遂行に必要な執行体制を確保し、都民の期待に応える事務事業を推進する。

1 令和5年度センター組織目標の進行管理

(1) 判定・認定業務の着実な実施

- ① 補装具、愛の手帳及び重度心身障害者手当等に係る判定について、的確・迅速かつ公平・公正に実施するとともに、来所困難な利用者の利便性向上（巡回集合判定等）や、個人情報の適正管理にも留意しつつ取り組んでいく。
- ② 各種判定・認定業務について、本所と支所との連携により、一層の効率化と情報共有等を進め、都民ニーズを踏まえた判定枠とこれに応じた実施体制の継続的な確保を図る。
また、判定・認定業務に係るデータの収集・分析を進め、課題の抽出とこれに対する対応策について検討していく。
- ③ 都民の利便性向上のため、身体障害者手帳の更新・再交付申請者からのマイナンバー取得及び愛の手帳の申請受理事務等について障害者施策推進部と協力し、必要な調整等を適切に実施する。
- ④ カード形式の身体障害者手帳・愛の手帳のカラー化を令和5年度中に実施するため、必要な準備を着実に実施する。
- ⑤ 国の障害者福祉システム標準化の進捗状況を把握し、障害者施策推進部と連携して必要な対応を行う。

(2) 区市町村等への支援

- ① 地域における質の高いサービス提供及び障害福祉サービス等に必要な人材を養成するため、障害者総合支援法等関連研修を計画的に進めるとともに、関係機関職員のスキルアップや関係機関相互のネットワークづくりを推進していく。
また、国の研修カリキュラムを踏まえた研修内容や実施方法等について、研修検討会において検討を行うとともに、研修講師の確保要請を進めていく。
- ② 東京都自立支援協議会の運営を通じて、地域の協議会活動の活性化を図るとともに、地域課題等について障害当事者を中心においた検討を進める。
- ③ センター職員の技術・経験を活かした地域支援事業や専門人材育成、各種福祉司業務など、区市町村・関係機関等への専門的・技術的支援を実施する。

(3) 高次脳機能障害者支援の推進

東京都における高次脳機能障害支援拠点機関として、高次脳機能障害支援普及事業を推進し、地域支援ネットワークの充実や身近な地域における相談支援体制の強化等のため、相談支援、地域ネットワーク構築、人材育成及び広報・普及啓発のほか、就労支援などの取組により、区市町村・関係機関等への支援を行う。

(4) 専門職人材の育成と能力開発の促進

センター事業を担う専門職人材の育成のため、職場内外の研修等を有効に活用し、組織的な人

材育成に取り組む。専門職の育成、スキルアップに向けた専門職への支援を引き続き行っていく。

(5) 安全・安心確保の取組

- ① 本所・別館及び多摩支所それぞれの庁舎の特性に即しつつ、飯田橋庁舎内における東京都関係事業所の相互連携の取組や、多摩支所における多摩障害者スポーツセンターとの協力体制などを活用しながら、業務の運営状況を踏まえた防災・防犯対策等の安全・安心の確保に取り組む。
- ② 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行を踏まえつつ、コロナ禍で得た知見を活かし、引き続き、センター利用者、事業対象者等の安全・安心の確保のために必要な感染防止対策に取り組んでいく。

2 広報・広聴

(1) ホームページ

センターのホームページでは、身体障害者・知的障害者及び高次脳機能障害者の福祉に関する情報を、広く都民等に提供している。

掲載内容

- ・ 各種制度・事業に係る情報（身体障害者手帳・愛の手帳、補装具費支給制度、障害者手当、高次脳機能障害者支援等）
- ・ 判定予約案内・空き状況（補装具・愛の手帳）
- ・ 研修・講習会等の情報 等

アドレス <https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shinsho/index.html>

(2) 都民の声への対応

都民からの意見・要望等について、電子メール・郵送・ファクシミリにより受け付けているほか、本所及び多摩支所に投書箱を設置し、丁寧かつ迅速な対応を図っている。

3 危機管理

(1) 防災訓練

センターにおける火災等災害時の利用者及び職員の安全確保を目的として、防災訓練を実施している。

(2) 事故防止等対策

- ① 職員の汚職防止、事故防止、ハラスメント防止等コンプライアンス推進のため、随時コンプライアンス推進委員会を開催し、啓発等の取組や注意喚起を行っている。
- ② 個人情報を保護するため、個人情報文書の施錠管理、文書集配などの管理を徹底している。

(3) 安全衛生

毎月開催する安全衛生委員会や職場巡視等で、職場の安全管理の状況を把握し、必要な改善を行うほか、メンタルヘルス研修を実施することなどにより、職員の安全と健康の確保に努めている。

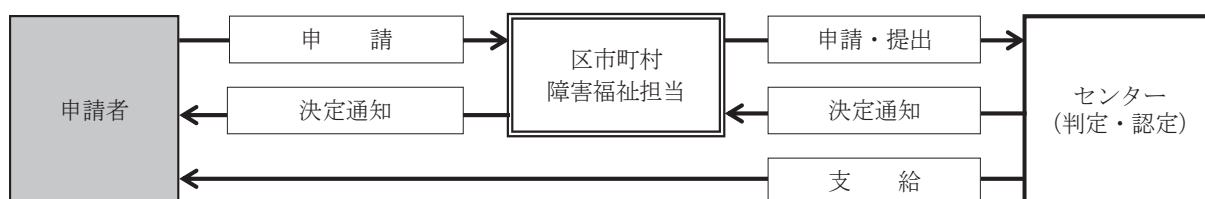
4 重度心身障害者手当等の支給及び運営指導

心身に障害を有する者及び児童に対して、手当の支給等を行っている。（手当制度一覧：次ページ）

(1) 重度心身障害者手当（都制度）の支給

重度心身障害者手当は、心身に重度の障害を有するため、常時複雑な介護を必要とする者の福祉の増進を図ることを目的としている。区市町村に提出された申請書に基づき、センター判定所管課における障害程度判定結果及びその他の要件を審査し、手当の受給資格の認定及び支給を行っている。（P.47 表Ⅲ-7を参照）

図Ⅱ-1 重度手当支給の流れ（標準処理期間：60日）



(2) 心身障害者福祉手当

心身障害者福祉手当は、区市町村が都で示した「条例準則」に基づき条例を制定し、受給資格の認定及び支給を行っている。

都は、条例で規定する範囲で、手当支給額分を市町村に負担金（区には財政調整交付金）として交付するとともに、運営の指導を行っている。

(3) 障害児福祉手当・特別障害者手当（国制度）の運営指導

障害児福祉手当及び特別障害者手当は、区市（町村部は都）によって受給資格の認定及び支給が行われている。センターでは、この手当支給事務の適正な運営が図られるよう、区市等に対して定期的な指導監査を行っている。

(4) 特別児童扶養手当（国制度）の認定

特別児童扶養手当は、障害児を監護する父母等に支給する手当で、障害児の福祉の増進を図ることを目的としている。センターでは、申請時に提出された診断書による障害程度及びその他の要件を審査し、受給資格の認定を行っている。

表Ⅱ-1 障害者手当の支給状況（令和5年3月末日現在）

区 分	受給者数 (人)	備 考
重度心身障害者手当	9,188	
心身障害者福祉手当	108,398	令和5年4月1日現在受給者数
障害児福祉手当	4,534	
特別障害者手当	14,222	
特別児童扶養手当	10,633	対象児童 1級6,603人 2級 4,381人 ^(※)

※ 受給者数には支給停止者数は含んでおらず、また、一人の受給者につき対象児童が複数の場合があるため、受給者数と対象児童数とは一致しない。

表Ⅱ-2 令和5年度障害者（児）手当・年金制度一覧

無拠出制

令和5年4月1日現在

名称	実施主体	目的	障害要件等	年齢制限	受給者	所得制限	金額(月額)	課税	支給月	根拠法令
重度心身障害者手当 (昭和48.10実施) 心身障害者福祉センター 調整課	都	心身に重度の障害を有するた め常時複雑な介護を必要とす る障害者に手当を支給し、障 害者の福祉の増進を図る。	◎重度の知的障害で著しい精神症状 ◎重度の知的障害と重度の身体障害の重複 ◎両上肢及び両下肢の機能喪失と座位困難 (施設入所者・3月を超える入院及び65歳以上の新規申請を除く。)	なし	本人	◎本人・扶養義務者 収入 扶養親族5人 収入744.9万円以下	60,000円	給与所得者 の場合、所 得税法第 121条第1 項第1号に より手当等 が年間20 万円以下な ら確定申告 しなくてよ い。	毎月	東京都重度 心身障害者 手当条例
児童育成手当(障害手当) (昭和44.10実施) 障害者施策推進部 少子社会対策部育成支援課	都(区) 市町 村	児童の心身の健やかな成長 に寄与することを趣旨として支 給し、福祉の増進を図る。	◎身障1～2級程度 ◎愛の手帳1～3級程度 ◎脳性麻痺又は進行性筋萎縮症 (施設入所者を除く。)	20歳未満	保護者	◎保護者収入 扶養親族5人 年収744.9万円以下	15,500円		2月 6 10	東京都児童 育成手当に 関する条例
心身障害者福祉手当 (昭和49.10実施) 障害者施策推進部 施設サービス支援課	都(区) 市町 村	心身に障害を有する者に対し 手当を支給し、障害者の福祉 の増進を図る。	◎身障1～2級程度 ◎愛の手帳1～3級程度 ◎脳性麻痺又は進行性筋萎縮症 (施設入所者及び65歳以上の新規申請を除く。)	20歳以上	本人	◎本人収入 扶養親族5人 年収744.9万円以下	15,500円		4月 8 12	東京都心身 障害者福祉 手当に関す る条例
障害児福祉手当 (昭和61.4実施) 心身障害者福祉センター 調整課	国	身体又は精神に重度の障害 を有する児童に手当を支給す ることによりこれらの者の福祉 の増進を図る。	◎身障1級及びび2級の一部 ◎愛の手帳のおおむね1度 ◎上記と同等の疾病、精神の障害者 (施設入所者及び障害年金受給者を除く。)	20歳未満	本人	◎本人収入 扶養親族5人 年収744.9万円以下	15,220円	特別児童扶 養手当等の 支給に関する 法律第26 条により非 課税	2月 5 8 11	特別児童扶 養手当等の 支給に関す る法律
特別障害者手当 (昭和61.4実施) 心身障害者福祉センター 調整課	国	身体又は精神に著しい重複 の障害を有する者に手当を支 給することによりこれらの者の 福祉の増進を図る。	◎身障おおむね1、2級及び愛の手帳1、2度程度で かつ重複の障害者 ◎上記と同等の疾病、精神の障害者 (施設入所者及び3月を超える入院者を除く。)	20歳以上	本人	◎本人収入 扶養親族5人 年収954.2万円以下	27,980円			
特別児童扶養手当 (昭和39.9実施) 心身障害者福祉センター 調整課	国	心身障害児の生活の向上に 寄与することを趣旨として支 給し、福祉の増進を図る。	1級 ◎身障おおむね1～2級 ◎愛の手帳1度、2度程度 ◎上記と同等の疾病、精神の障害者 2級 ◎身障おおむね3級及び4級の一部 ◎愛の手帳3度程度 ◎上記と同等の疾病、精神の障害者 (施設入所者及び障害児の公的年金受給者を除く。)	20歳未満	父母等	◎本人収入 扶養親族5人 年収855.1万円以下 ◎扶養義務者等 収入 扶養親族5人 年収954.2万円以下	1級 53,700円 2級 35,760円	特別児童扶 養手当等の 支給に関する 法律第16 条により非 課税	4月 8 11(12)	
障害基礎年金 (昭和61.4実施) 旧障害福祉年金 (昭和34.11実施) 日本年金機構	国	心身の障害によって生活の安 定がそなわれることを国民 共同連帯によって防止し、健 全な生活の維持及び向上に 寄与する。	1級 ◎身体障害、結核、精神の障害などで日常生活が 自分だけでは全くできない程度 2級 ◎身体障害、結核、精神の障害などで日常生活に 著しい不自由をきたす程度 (20歳以降及び昭和36年4月以降の障害者等を除く。)	20歳以上	本人	◎本人収入 扶養親族5人 (全額) 年収744.9万円以下 (一部) 年収857.9万円以下	1級 81,812円 2級 66,250円	国民年金法 第25条によ り非課税	2月 4 6 8 10 12	国民年金法

拠出制

障害基礎年金 (昭和61.4実施) 旧国民年金障害年金 (昭和34.4実施) 日本年金機構	国	心身の障害によって生活の安 定がそなわれることを国民 共同連帯によって防止し、健 全な生活の維持及び向上に 寄与する。	1級 ◎身体障害、結核、精神の障害などで日常生活が 自分だけでは全くできない程度 2級 ◎身体障害、結核、精神の障害などで日常生活に 著しい不自由をきたす程度	20歳以上	本人	なし	1級 81,812円 2級 66,250円	国民年金法 第25条によ り非課税	2月 4 6 8 10 12	国民年金法
---	---	---	--	-------	----	----	--------------------------------	-------------------------	-------------------------------	-------

【障害認定課】

身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所として、補装具や自立支援医療（更生医療）に係る判定業務を、知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所として、知的障害に係る判定業務を行うとともに、知事の事務である障害認定及び身体障害者手帳、愛の手帳の交付などを行っている。（P. 45 表Ⅲ-1、P. 46 表Ⅲ-2を参照）

また、障害認定等に関連する区市町村職員、指定医（身体障害者福祉法第15条に規定する医師をいう。）、補装具業者等に対し、説明会等による情報の提供、講習、指導を実施し、障害者サービスの適切な運営を図っている。

1 判定の受付、窓口業務

(1) 判定予約受付

区市町村が、補装具費の支給に当たって身体障害者更生相談所の意見を求める場合、区市町村の窓口を通じ、判定のための予約を受け付けている。

また、知的障害者の愛の手帳の申請に係る医学的・心理学的判定等のための予約については、現在は、直接、知的障害者等から受け付けている。

(2) 車椅子の貸出し

窓口において、東京都の区域内に住所を有する心身障害者（児）又はその関係団体が、心身障害者（児）の福祉の増進を図ることを目的として使用する場合に、無料で車椅子（手動式）の貸出しを行っている。

貸出期間：原則3か月以内 費用：無料 ※ ただし、運搬は各自で行う。

表Ⅱ-3 判定業務 標準週間日程（本所）

◆身体障害関係

令和5年4月1日現在

			月	火	水	木	金
補装具	肢体不自由	午前	(書類審査等)	下肢・体幹装具 義足・車椅子 電動車椅子 座位保持装置	下肢・体幹装具 義足 車椅子 電動車椅子 座位保持装置	下肢・体幹装具 義足 車椅子 電動車椅子 座位保持装置	下肢・体幹装具・義足、 義手・上肢装具・車椅子・電動車椅子・ 座位保持装置▲
		午後	下肢装具・義足●	義手・義足 下肢・体幹装具	電動車椅子 座位保持装置	電動車椅子 座位保持装置	下肢装具・義足・車椅子・座位保持装置▲
	聴覚・ 視覚障害	午前	聴覚障害	(書類審査等)	視覚障害	(書類審査等)	視覚障害●
		午後	(書類審査等)		聴覚障害		(書類審査等)
重度心身障害者手当		午前	(書類審査等)	出張判定▲	来所判定●	出張判定●	(書類審査等)
		午後	出張判定▲	(書類審査等)	(書類審査等)	出張判定▲	出張判定▲
判定会議・手帳審査会		午前	身障手帳審査会 (肢体)	(書類審査等)			
		午後	補装具判定会議 (聴覚・視覚) 〔不定期〕 重度手当判定会議 ●	補装具判定会議 (肢体) [毎週]	(書類審査等)	(書類審査等)	(書類審査等)

※ ▲は隔週、●は月1回

◆知的障害関係

令和5年4月1日現在

		月	火	水	木	金
愛の手帳 (18歳以上)		所内判定	所内判定	所内判定	所内判定	所内判定
重度心身障害者手当	午前	所内判定	所内判定 出張判定	所内判定 出張判定	出張判定	所内判定
	午後	所内判定 出張判定	所内判定	所内判定 出張判定	所内判定	所内判定 出張判定
判定会議	午後	愛の手帳判定会議 (週1回) 重度手当判定会議 [月1回]	(書類審査等)	(書類審査等)	(書類審査等)	(書類審査等)

表Ⅱ-4 令和4年度 処遇別・利用形態別センター利用状況

(単位:人、件)

	取扱実人員 (人)		処遇別 (合計 35,318件)					
			相談		判定		判定書 (意見書) 等交付	
合計	23,739	身 16,457 知 7,282	14,452	身 10,405 知 4,047	12,282	身 6,639 知 5,643	8,584	身 4,182 知 4,402
本所	16,421	身 12,542 知 3,879	10,163	身 8,322 知 1,841	8,192	身 4,795 知 3,397	5,895	身 3,194 知 2,701
支所	7,318	身 3,915 知 3,403	4,289	身 2,083 知 2,206	4,090	身 1,844 知 2,246	2,689	身 988 知 1,701
電話	13,800	身 10,154 知 3,646	14,006	身 10,335 知 3,671	-	身 - 知 -	-	身 - 知 -
本所	9,933	身 8,094 知 1,839	10,105	身 8,266 知 1,839	-	身 - 知 -	-	身 - 知 -
支所	3,867	身 2,060 知 1,807	3,901	身 2,069 知 1,832	-	身 - 知 -	-	身 - 知 -
来所	5,953	身 2,967 知 2,986	396	身 51 知 345	8,009	身 3,241 知 4,768	5,193	身 2,246 知 2,947
本所	3,449	身 1,858 知 1,591	39	身 37 知 2	4,966	身 2,143 知 2,823	3,339	身 1,513 知 1,826
支所	2,504	身 1,109 知 1,395	357	身 14 知 343	3,043	身 1,098 知 1,945	1,854	身 733 知 1,121
書類	3,427	身 3,143 知 284	1	身 0 知 1	3,728	身 3,196 知 532	2,906	身 1,843 知 1,063
本所	2,596	身 2,409 知 187	0	身 0 知 0	2,774	身 2,462 知 312	2,162	身 1,598 知 564
支所	831	身 734 知 97	1	身 0 知 1	954	身 734 知 220	744	身 245 知 499
出張	278	身 132 知 146	5	身 3 知 2	276	身 131 知 145	350	身 25 知 325
本所	251	身 120 知 131	3	身 3 知 0	250	身 119 知 131	326	身 15 知 311
支所	27	身 12 知 15	2	身 0 知 2	26	身 12 知 14	24	身 10 知 14
巡回	273	身 53 知 220	36	身 8 知 28	269	身 71 知 198	127	身 60 知 67
本所	184	身 53 知 131	8	身 8 知 0	202	身 71 知 131	60	身 60 知 0
支所	89	身 0 知 89	28	身 0 知 28	67	身 0 知 67	67	身 0 知 67
その他	8	身 8 知 0	8	身 8 知 0	0	身 0 知 0	8	身 8 知 0
本所	8	身 8 知 0	8	身 8 知 0	0	身 0 知 0	8	身 8 知 0
支所	0	身 0 知 0	0	身 0 知 0	0	身 0 知 0	0	身 0 知 0

※「本所」には、地域支援課分を含む。

※ 延べ件数である。

※相談・判定・判定書 (意見書) 等交付の合計件数と、取扱実人員の合計は一致しない。

2 身体障害に係る判定

障害者総合支援法、身体障害者福祉法及び関連通知等の規定に基づき、医学的、心理学的判定並びに補装具の処方及び適合判定を行っている。判定は、原則として来所によるが、障害の状況等によっては、在宅者を対象として出張判定も行っている。

なお、補装具の一部及び自立支援医療（更生医療）については、医師の意見書に基づき書類判定を行っている。

(1) 補装具費支給の要否判定及び適合判定

肢体不自由者の車椅子、義肢、装具、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置、視覚障害者の眼鏡（弱視眼鏡等）、聴覚障害者の補聴器等の要否の判定及び処方と適合の判定を行っている。

表Ⅱ—5 令和4年度補装具費支給に係る判定件数 (単位：件)

	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	合計
本所	3, 443	33	962	4, 438
支所	1, 822	0	15	1, 837
合計	5, 265	33	977	6, 275

※ 「肢体不自由」は、来所・書類・出張を含む。「視覚障害」「聴覚障害」は来所・書類。

※ 障害者総合支援法第76条第1項抜粋「市町村は、当該障害者等が補装具の購入、借受け又は修理を必要とする者であると認めるときは、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給する。」

同条第3項抜粋「市町村は、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所の意見を聴くことができる。」

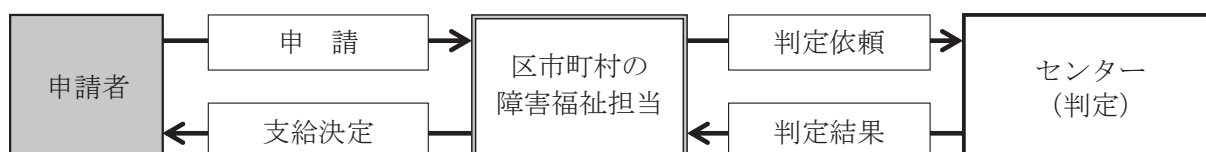
(2) 自立支援医療（更生医療）の要否判定

障害者総合支援法に定める自立支援医療（育成医療、更生医療、精神通院医療）のうち、身体障害者の障害の程度の軽減及び除去を目的とした更生医療の要否判定を行っている。

令和4年度実績 判定件数195件（肢体 97件、視覚、3件、聴覚 87件、内部 8件）

※ 自立支援医療とは障害者等につき、その心身の障害の状態の軽減を図り、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な医療であって政令で定めるものをいう。

図Ⅱ—2 補装具・更生医療判定の流れ



(3) 児童補装具に関する助言

区市町村の求めに応じて、児童補装具に関する技術的な助言を行っている。

(4) 東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

(表Ⅱ-8を参照)

(5) 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条^{※1}及び第26条^{※2}並びに第51条の7及び第51条の11に規定する援助を行っている。

※1 第22条第2項抜粋「市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、身体障害者更生相談所等の意見を聴くことができる。」(第51条の7第2項にも同旨の規定あり)

※2 第26条抜粋「市町村の求めに応じ、市町村が行う業務に関し、身体障害者更生相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。」(第51条の11にも同旨の規定あり)

3 知的障害に係る判定

センターは、知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所として、愛の手帳の交付（更新）を希望される方(18歳以上)の知的障害の有無、程度の判定や東京都重度心身障害者手当の判定等、知的障害に係る各種判定を行っている。

(1) 愛の手帳の判定

都内に居住する愛の手帳の交付及び更新に係る判定を希望される方（18歳以上）について、来所及び出張等により、医学的判定及び心理学的判定等を行ったうえで、障害の有無や程度の総合判定を行っている。

表Ⅱ—6 令和4年度愛の手帳の判定件数 (単位：件)

	新規	更新	程度変更	合計
本所	504	962	52	1,518
支所	301	687	33	1,021
合計	805	1,649	85	2,539

(参考) 18歳未満の申請者は各児童相談所にて判定

児童相談所による判定で既に愛の手帳1・2度を交付されている方の成人判定（18歳到達時の更新判定）について、障害者の利便性を考慮して、区市町村の会場に出向いて判定を行う「巡回集合判定」を平成18年度から実施している。

表Ⅱ—7 令和4年度愛の手帳巡回集合判定

	区市町村数	判定人数	延べ回数
本所	12区	123人	19回
支所	11市	67人	11回
合計	23区市	190人	30回

(2) 東京都重度心身障害者手当の判定

東京都重度心身障害者手当の受給資格の認定を受けようとする者について、条例で定める程度の障害の状態にあるか否かについて判定を行っている。

表Ⅱ—8 令和4年度 重度心身障害者手当判定状況(新規申請) (単位：件)

合計	該 当				非 該 当				その他
	1号	2号	3号	小計	1号	2号	3号	小計	
614	144	146	92	382	137	33	62	232	0

※ 1号は「重度の知的障害+著しい精神症状」、2号は「重度の知的障害+重度の身体障害」、3号は「両上肢及び両下肢の機能喪失+座位困難」をいう。

※ センター全体の件数である(本所 481件・支所 133件)。

※ この他に現況判定を209件実施（本所 144件、支所 65件）。

- (3) 東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金の最重度障害者加算対象者の確認審査
施設に入所している最重度知的障害者へのサービス向上のため、平成16年度に都独自の最重度障害者加算の認定制度が創設された。センターでは、障害者施策推進部からの依頼を受けて、最重度障害者加算対象者の確認審査を実施している。

表Ⅱ－9 令和4年度最重度障害者加算対象者の確認審査件数（入所施設）

	確認件数	施設数
本所	34件	19施設
支所	11件	6施設
合計	45件	25施設

- (4) 障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助

区市町村の求めに応じて、区市町村が行う介護給付費等の支給決定や障害支援区分の認定等に関して、障害者総合支援法第22条及び第26条並びに第51条の7及び第51条の11に規定する援助を行っている。（P.17 2(5)「障害者総合支援法に規定されている区市町村に対する援助」参照）

4 巡回相談

身体障害者及び知的障害者の更生援護の利便を図るため、来所困難な島しょ地区や西多摩地区に年1回（小笠原村は隔年）巡回して、補装具や愛の手帳の医学判定、心理学判定等を実施している。

また、身体障害者福祉法第15条指定医が地域にいないなど、特別な事情がある場合、巡回相談に合わせて、身体障害者手帳の取得に必要な視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由に関する障害程度の診断も行っている。

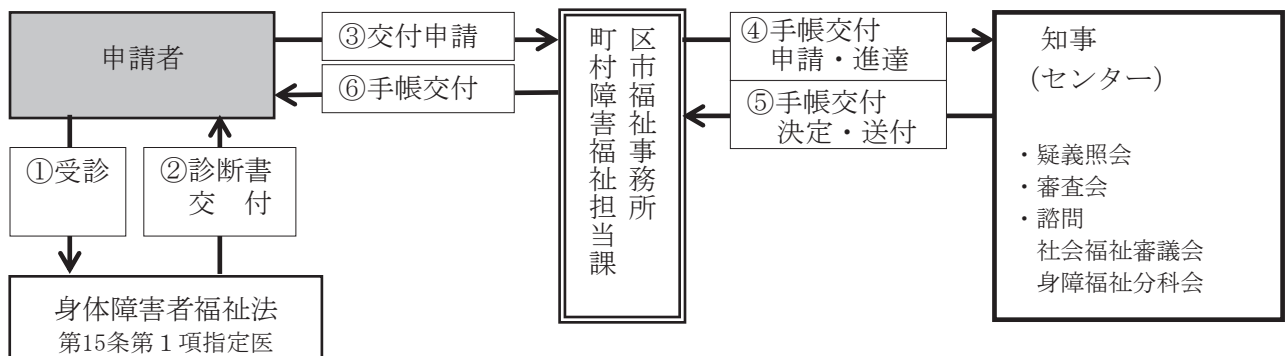
5 身体障害の認定と身体障害者手帳の発行

- (1) 身体障害の認定と身体障害者手帳の発行（P.48 表Ⅲ-8～P.50 表Ⅲ-10を参照）

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に基づき、同法の別表に掲げる障害程度に該当すると認定された者に対し、知事が交付するもので、障害者サービスの基盤となるものである。

指定医の作成した身体障害者診断書・意見書を、身体障害者福祉法及び東京都身体障害認定基準等に基づき、必要に応じて審査会における審査及び非該当ケース等の審議会への諮問を経て、センターにおいて障害程度の認定を行い、身体障害者手帳を発行している。

図Ⅱ－3 身体障害者手帳交付の流れ（標準処理期間：21日）



表Ⅱ－１０ 令和４年度 身体障害者手帳交付数（新規／障害別・等級別） (単位：件)

	計	１級	２級	３級	４級	５級	６級
合計	21,346	9,298	2,179	2,154	5,529	865	1,321
東京都分（八王子市除く）	20,310	8,850	2,082	2,073	5,236	818	1,251
八王子市	1,036	448	97	81	293	47	70
視覚障害	1,619	272	637	115	196	364	35
東京都分（八王子市除く）	1,522	254	606	109	182	337	34
八王子市	97	18	31	6	14	27	1
聴覚・平衡機能障害	2,220	3	39	109	1,108	10	951
東京都分（八王子市除く）	2,084	3	36	108	1,033	10	894
八王子市	136	0	3	1	75	0	57
音声・言語・そしゃく機能障害	391	6	4	304	77	-	-
東京都分（八王子市除く）	379	6	4	298	71	-	-
八王子市	12	0	0	6	6	-	-
肢体不自由	5,542	1,555	1,374	899	888	491	335
東京都分（八王子市除く）	5,321	1,488	1,319	858	862	471	323
八王子市	221	67	55	41	26	20	12
内部障害	11,574	7,462	125	727	3,260	-	-
東京都分（八王子市除く）	11,004	7,099	117	700	3,088	-	-
八王子市	570	363	8	27	172	-	-
心臓機能障害	4,257	3,950	1	124	182	-	-
東京都分（八王子市除く）	4,057	3,761	1	117	178	-	-
八王子市	200	189	0	7	4	-	-
じん臓機能障害	3,377	3,205	1	118	53	-	-
東京都分（八王子市除く）	3,209	3,051	1	114	43	-	-
八王子市	168	154	0	4	10	-	-
呼吸器機能障害	642	186	3	290	163	-	-
東京都分（八王子市除く）	609	170	3	280	156	-	-
八王子市	33	16	0	10	7	-	-
ぼうこう・直腸機能障害	2,822	2	0	75	2,745	-	-
東京都分（八王子市除く）	2,670	1	0	73	2,596	-	-
八王子市	152	1	0	2	149	-	-
小腸機能障害	20	12	0	4	4	-	-
東京都分（八王子市除く）	18	11	0	3	4	-	-
八王子市	2	1	0	1	0	-	-
免疫機能障害	327	44	90	100	93	-	-
東京都分（八王子市除く）	324	44	88	100	92	-	-
八王子市	3	0	2	0	1	-	-
肝臓機能障害	129	63	30	16	20	-	-
東京都分（八王子市除く）	117	61	24	13	19	-	-
八王子市	12	2	6	3	1	-	-

※ 重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。

※ 八王子市は、平成27年4月に中核市に移行し、身体障害者手帳の交付を行っている。

表Ⅱ－１１ 令和４年度 身体障害者手帳交付数（新規／障害別・児者別） (単位：件)

	合計	視覚障害	聴覚障害	言語障害	肢体不自由	内部障害
合計	21,346	1,619	2,220	391	5,542	11,574
東京都分（八王子市除く）	20,310	1,522	2,084	379	5,321	11,004
八王子市	1,036	97	136	12	221	570
18歳未満	579	31	68	6	330	144
東京都分（八王子市除く）	560	30	66	6	322	136
八王子市	19	1	2	0	8	8
18歳以上	20,767	1,588	2,152	385	5,212	11,430
東京都分（八王子市除く）	19,750	1,492	2,018	373	4,999	10,868
八王子市	1,017	96	134	12	213	562

表Ⅱ－１２ 令和４年度 身体障害者手帳交付数（総数／障害別・等級別）（単位：件）

	合計	１級	２級	３級	４級	５級	６級
合計（年度末現在）	486,142	159,962	67,730	72,738	124,909	23,852	36,951
東京都分（八王子市除く）	470,578	154,449	65,356	70,675	121,085	23,038	35,975
八王子市	15,564	5,513	2,374	2,063	3,824	814	976
視覚障害	40,825	6,832	12,067	3,883	5,889	8,519	3,635
東京都分（八王子市除く）	39,631	6,432	11,664	3,823	5,803	8,332	3,577
八王子市	1,194	400	403	60	86	187	58
聴覚・平衡機能障害	50,659	221	3,127	5,315	16,907	244	24,845
東京都分（八王子市除く）	48,882	127	2,707	5,170	16,363	241	24,274
八王子市	1,777	94	420	145	544	3	571
音声・言語・そしゃく機能障害	7,769	111	173	5,150	2,335	-	-
東京都分（八王子市除く）	7,597	108	155	5,055	2,279	-	-
八王子市	172	3	18	95	56	-	-
肢体不自由	235,569	64,179	46,946	36,456	64,428	15,089	8,471
東京都分（八王子市除く）	228,719	62,624	45,496	35,273	62,737	14,465	8,124
八王子市	6,850	1,555	1,450	1,183	1,691	624	347
内部障害	151,320	88,619	5,417	21,934	35,350	-	-
東京都分（八王子市除く）	145,749	85,158	5,334	21,354	33,903	-	-
八王子市	5,571	3,461	83	580	1,447	-	-
心臓機能障害	69,895	47,213	154	12,176	10,352	-	-
東京都分（八王子市除く）	67,211	45,432	138	11,784	9,857	-	-
八王子市	2,684	1,781	16	392	495	-	-
じん臓機能障害	38,835	36,320	14	2,038	463	-	-
東京都分（八王子市除く）	37,286	34,785	14	2,031	456	-	-
八王子市	1,549	1,535	0	7	7	-	-
呼吸器機能障害	6,895	1,646	21	3,868	1,360	-	-
東京都分（八王子市除く）	6,690	1,579	16	3,778	1,317	-	-
八王子市	205	67	5	90	43	-	-
ぼうこう・直腸機能障害	23,403	45	28	1,536	21,794	-	-
東京都分（八王子市除く）	22,491	42	26	1,495	20,928	-	-
八王子市	912	3	2	41	866	-	-
小腸機能障害	821	184	21	138	478	-	-
東京都分（八王子市除く）	800	177	18	136	469	-	-
八王子市	21	7	3	2	9	-	-
免疫機能障害	10,380	2,316	5,065	2,123	876	-	-
東京都分（八王子市除く）	10,230	2,285	5,013	2,079	853	-	-
八王子市	150	31	52	44	23	-	-
肝臓機能障害	1,091	895	114	55	27	-	-
東京都分（八王子市除く）	1,041	858	109	51	23	-	-
八王子市	50	37	5	4	4	-	-

※ 重複障害については、主な障害により総合等級として計上している。

※ 八王子市は、平成27年4月に中核市に移行し、身体障害者手帳の交付を行っている。

(2) 身体障害者手帳の障害再認定制度

近年の医療・機能回復訓練技術のめざましい進歩や発展等により、障害程度が変化軽減する事例が増加してきていることを踏まえ、平成14年4月から身体障害者手帳の障害再認定制度を実施している。なお、再認定は、手帳交付時から1年以上5年以内の時期に実施することとなっている。

表Ⅱ－13 令和4年度 身体障害者手帳再認定対象者数（障害別・児者別）（単位：人）

	合計	視覚	聴覚・音声・ 言語・そしゃく	肢体不自由	内部機能 障害
合計	4,955	93	183	1,178	3,501
1年後	1,256	31	62	628	535
3年後	3,456	43	96	398	2,919
5年後	243	19	25	152	47
18歳未満	546	29	82	304	131
1年後	95	4	14	45	32
3年後	315	15	54	160	86
5年後	136	10	14	99	13
18歳以上	4,409	64	101	874	3,370
1年後	1,161	27	48	583	503
3年後	3,141	28	42	238	2,833
5年後	107	9	11	53	34

※ 八王子市分を含まない。

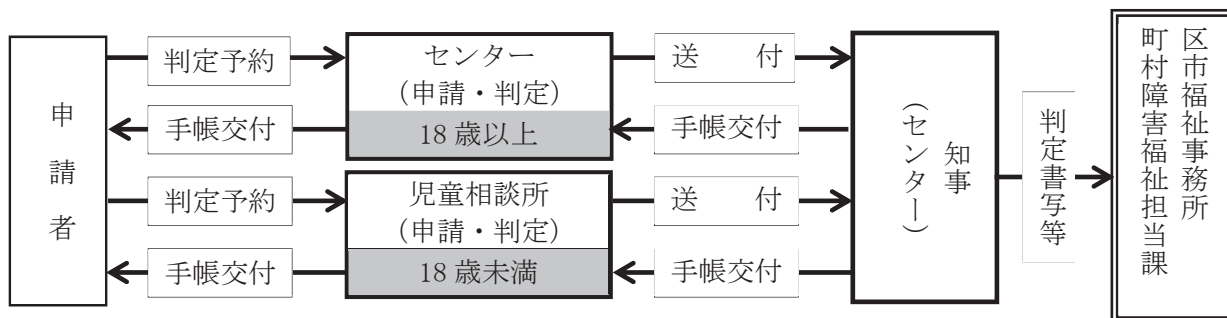
6 知的障害の認定と愛の手帳の交付

愛の手帳は、都独自の制度であるが、国の療育手帳に相当するものであり、知的障害者（児）が各種の福祉サービスを利用するために必要とされるものである。愛の手帳は、東京都愛の手帳交付要綱に基づく判定を経て交付される。

(1) 愛の手帳（東京都療育手帳）の交付

センターは、各判定機関において行った判定結果に基づき審査し、知的障害の認定を行い、愛の手帳の発行・交付を行っている。（P.50 表Ⅲ-11、Ⅲ-12を参照）

図Ⅱ－4 愛の手帳の判定・交付の流れ（標準処理期間：30日（判定予約を含まない））



表Ⅱ－１４ 令和４年度 愛の手帳（療育手帳）交付状況（程度別・年齢別）（単位：件）

	新規 交付数	年度末現在 交付総数	１度	２度	３度	４度
			(最重度)	(重 度)	(中 度)	(軽 度)
合 計	3,780	100,907	3,268	23,533	23,163	50,943
0～6歳(就学前)	1,110	1,468	43	151	477	797
6～17歳	1,932	13,023	16	1,427	3,693	7,887
18歳以上	738	86,416	3,209	21,955	18,993	42,259

7 区市町村、指定医、補装具業者、関係機関等との連携・支援・講習

※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、各事業とも、開催方法、開催時期等を従来と変更して実施（又は延期）した。

(1) 身体障害関係

① 指定医講習会の開催

身体障害者手帳に係る診断を行う身体障害者福祉法第15条の指定医に対し、診断及び補装具交付意見書作成等の講習会を平成15年度から開催し、手帳制度及び補装具費支給制度の円滑な実施を図っている。

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、肢体不自由については、対面とオンデマンド配信のハイブリッド開催とし、次年度以降の開催方法の参考とした。

ぼうこう・直腸機能障害及び小腸機能障害については、前年度と同様に書面開催とした。

令和４年度実績（身体障害者福祉法第15条の指定医に、令和5年1月12日資料郵送）

肢体不自由：開催回数 1回 参加者数 31名（対面4名、オンデマンド27名）

ぼうこう・直腸機能障害：開催回数 1回 参加者数 186名（受講レポート提出者）

小腸機能障害：開催回数 1回 参加者数 86名（受講レポート提出者）

② 補装具判定講習会の開催

区市町村の関係職員を対象に、体験を交えた補装具に関する研修を行っている。

令和４年度実績

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から本年度はオンライン開催とした。

各講習会とも資料は各区市町村に事前メール配信。

肢体不自由：開催回数 1回（令和4年6月17日開催）参加者数 82名

視覚障害：開催回数 1回（令和4年7月11日開催）参加者数 76名

聴覚障害：開催回数 1回（令和4年7月11日開催）参加者数 76名

③ 補装具製作者講習会の開催

補装具製作者に対し補装具費支給制度の周知を図り、迅速かつ適正な補装具判定業務を実施するための講習会を開催している。

令和４年度実績

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から書面開催とした。

（令和4年12月9日 補装具製作事業者へ講習会資料を郵送配布）

眼鏡：開催回数 1回、事業者数 49社

補聴器：開催回数 1回、事業者数 150社

車椅子：開催回数 1回、事業者数 78社

④ 補装具（視覚・聴覚）情報交換会の開催

各区市町村に出向き、関係職員と意見交換会を開催し、各補装具の特徴や支援方法等についての技術的支援を行っている。

令和4年度実績 開催回数 2区1市(4補装具相談窓口)に実施。参加者数計 32名

10月21日	大田区糞谷羽田	参加者数 6名
11月11日	大田区蒲田	参加者数 7名
12月15日	町田市	参加者数 8名
1月13日	北区	参加者数 11名

⑤ 自立支援医療（更生医療）事務説明会

区市町村の担当職員を対象に、自立支援医療（更生医療）に関する事務説明会を行っている。

令和4年度実績

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から本年度はオンライン開催とした。

講習会資料は事前に郵送配布。

開催回数 1回（令和4年5月16日） 参加人数55名

⑥ 身体障害者手帳事務説明会

区市町村の関係職員を対象に、手帳交付に関する事務説明会を行っている。

令和4年度実績

新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から書面開催とした。

開催回数 1回（令和5年3月22日 各区市町村に説明会資料を郵送配布）

⑦ 全国身体障害者更生相談所長協議会の運営事務等

所長協議会は、更生相談所相互の連絡を緊密にし、更生相談所業務の発展とその円滑な運営を期すことを目的に、全国の身体障害者更生相談所長によって組織され、センター所長が会長を務め、センターは事務局を担当している。

- ・総会 年1回 令和4年7月8日（金）開催（東京都）
新型コロナウイルス感染症感染防止の観点からオンライン開催とした。
（厚生労働省の行政説明は、全国知的障害者更生相談所長協議会と共催）
- ・役員会 年2回 第1回：令和4年7月8日（金）開催（東京都）
第2回：令和5年2月17日（金）開催（島根県）
新型コロナウイルス感染症感染防止の観点からオンライン開催とした。
- ・関東甲信越地区所長協議会 年1回：開催（千葉市）
新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から書面開催とした。
（令和4年10月17日 地区内各更生相談所にメール配信）
- ・関東甲信越地区職員研究協議会 年1回：開催（横浜市）
新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から書面開催とした。
（令和4年10月17日 地区内各更生相談所にメール配信）

(2) 知的障害関係

全国知的障害者更生相談所長協議会活動との連携

所長協議会は、更生相談所相互の連絡を緊密にし、更生相談所業務の発展とその円滑な運営を期すことを目的に、全国の知的障害者更生相談所長によって組織され、センター所長が会長を務めている。また、平成21年度から毎年、全国知的障害者更生相談所長協議会として「療育手帳の法制化を求める要望書」を厚生労働省社会・援護局長宛に提出しており、平成26年度からは全国児童相談所長会と連名で提出している。令和4年度は新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、総会、幹事会とも書面開催とした。

- ・総会 年1回：令和4年7月7日 メール配信（熊本県）
- ・幹事会 年2回 第1回：令和4年7月7日 メール配信（熊本県）
第2回：令和5年2月3日 メール配信（島根県）

- ・新任職員研修会 年1回：令和4年9月1日～9月22日（仙台市）
新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、書面開催およびオンデマンド動画配信とした。
- ・関東甲信越地区所長協議会 年1回：令和4年10月28日 メール配信（茨城県）
新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、書面開催
- ・関東甲信越地区職員研究協議会 年1回：令和4年10月28日 メール配信（山梨県）
新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、書面開催
- ・厚生省への「療育手帳の法制化を求める要望書」提出 令和4年11月8日

8 本所と支所

表Ⅱ－15 令和4年度 本所と支所とのセンター利用状況比較

(単位：件)

	障害別		処遇別			利用形態別					
	身体	知的	相談	判定	判定書 交付	相談 (電話)	来所	巡回	出張	書類	その他
本所	16,311	7,939	10,163	8,192	5,895	10,105	8,344	270	579	4,936	16
支所	4,915	6,153	4,289	4,090	2,689	3,901	5,254	162	52	1,699	0
計	21,226	14,092	14,452	12,282	8,584	14,006	13,598	432	631	6,635	16
合計	35,318		35,318			35,318					

(P.16 表Ⅱ-4「令和4年度 処遇別・利用形態別センター利用状況」の内訳を参照)

※「本所」には地域支援課分を含む。

表Ⅱ－16 令和4年度 本所と支所の電話相談件数比較(課別)

(単位：件)

	合計	手帳	医療保健	補装具	職業	施設	生活	教育	その他
障害認定課	8,537	1,331	978	5,971	159	0	0	0	98
地域支援課	1,568	14	168	1	437	101	347	0	500
多摩支所	3,901	1,650	17	1,999	15	9	124	1	86
合計	14,006	2,995	1,163	7,971	611	110	471	1	684

※ 複数相談含む